

# 資料 1 - 1

事 務 連 絡

平成 27 年 3 月 9 日

市町教育委員会教育長 殿

尾張東部教科用図書採択地区協議会

会長 齊 藤 孝 法

尾張東部教科用図書採択地区協議会規約について（依頼）

このことについてご検討いただきありがとうございます。

別紙のようにまとめましたので、各市町教育委員会でご協議いただきますよう、お願いいたします。

（連絡先）平成 26 年度尾張東部教科用図書採択地区協議会事務局

【清須市教育委員会内】電話 052-400-2911

◆ 尾張東部採択地区協議会規約を改正する理由

- ・ 市町村が設置する事務教育協議会が無償措置法第13条4項でいう採択地区協議会を設置することはできない。併せて、事務教育協議会が教科用図書の選定について諮問することは、無償措置法上できない。

採択地区内の市町村教育委員会の協議により、採択地区協議会を設置すること（無償措置法第13条4）



そこで、採択地区内の市町村教育委員会の協議により、採択地区協議会規約を作成（改正）し、この規約に基づく採択地区協議会を運営していく。

平成26年度第3回教科用図書採択事務担当者会  
(2/10 県教育委員会義務教育課) より

◆ スケジュール

- 3月中・下旬 各教育委員会会議で、メールに添付した採択協議会規約を検討する。
- 3月下旬 各教育委員会の結果を清須市教育委員会（佐藤）に報告する。
- 3月末から4月上旬 全市町教育委員会で案が認められれば、改正の日付を入れて、各市町教育委員会に事務局から送信する。

## 尾張東部教科用図書採択地区協議会規約

第1条 尾張東部地区小中学校において使用する教科用図書について種目ごとに一種の教科用図書を採択するために尾張東部地区内の各市町教育委員会の共同諮問機関として尾張東部教科用図書採択地区協議会を設置する。

第2条 前条の尾張東部地区とは愛日地方教育事務協議会に属する市町をいう。

第3条 本協議会の委員は愛日地方教育事務協議会の関係者並びに地区内小中学校長および教員代表者・学識経験者・保護者代表者各若干名をもって構成し、その人数は35名程度とする。

第4条 本協議会に委員の互選により、次の役員を置く。  
会長1名 副会長1名

第5条 会長は会務を総括し会議の議長となる。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。

第6条 本協議会はその目的を達成するために愛日地方教育事務協議会の承認を受けた研究員を置く。研究員は各教科ごとに若干名とする。研究員は各教科の図書について研究し、研究の結果をまとめて資料として提出する。

第7条 本協議会は必要に応じて会長が召集する。  
2 本協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。  
3 本協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第8条 本協議会の事務局は、会長の所属する教育委員会に置く。

第9条 本協議会運営のために必要な経費は愛日地方教育事務協議会費によって支弁する。

第10条 この規約に定めるもののほか、本会に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 本規約は昭和39年6月18日より施行する  
平成 2年 7月10日 改 正  
平成 2年10月16日 改 正  
平成12年 4月12日 改 正  
平成26年 1月16日 改 正